

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
資金決済に関する法律	法
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）	事務ガイドライン（暗号資産交換業者）

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	事務ガイドライン（暗号資産交換業者）Ⅰ－１－２－２②（注２）の一つ目の「・」の二文目の「ただし、…あり得る。」の記載、及び二つ目の「・」の二文目の「ただし、…あり得る。」の記載は、どちらも「原則的に・概ね、媒介に当たる」の方が実務担当者に分かり易い。c 後段の「但し、当該業者・・・」の箇所も同様。	ご指摘の箇所につきましては、いずれも「媒介に至らない行為」として、商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布等、契約申込書・その添付書類等の受領・回収、暗号資産交換業者のサイトへのリンクの設定・暗号資産交換業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツの転載、といった行為を原則論として掲げ、例外的にこれらの行為を伴う場合であっても、資料・書類の記載方法・内容等の説明を行ったり、商品等の推奨・説明を行ったりする場合には媒介に該当する場合があることを記載したものです。そのため、原案でも内容は明確であり、また記述の正確性の観点から原案を維持させていただきます。
2	暗号資産交換業者から、暗号資産の売買等の媒介に至らない行為の事務処理の委託を受ける場合において、当該委託業務に対して当該暗号資産交換業者から支払われる経済的対価の算出方法が取引の成約高に連動する場合であっても、当該事実をもって直ちに当該委託事務が暗号資産の売買等の媒介に該当するものではなく、また、媒介に該当する可能性を高めるわけでもないと考えますが、どうか。	ある行為が暗号資産の売買等の媒介に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるため、一概に回答することは困難ですが、一般に、暗号資産交換業者から支払われる経済的対価が取引の成約高に連動するという事情は、当該行為の媒介該当性を判断する上で考慮すべき事情となるものと考えます。 ただし、暗号資産の売買等の媒介に至らない行為の事務処理の委託を受ける場合には、その委託を受ける事務の内容も暗号資産の売買等の媒介に該当しないと考えられるため、委託者である暗号資産交換業者から支払われる経済的対価が取引の成約高に連動するものであるとしても、暗号資産の売買等の媒介に該当しないと考えます。
3	「当該業者によって当該商品等を推奨、説明するような行為が伴う場合には、暗号資産の売買等の媒介に当たることがあり得る」とあるが、当該業者が管理するウェブサイトやアプリ画面上において、暗号資産交換業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツの転載を行う場合、当該コンテンツの内容に当該暗号資産交換業者に係るサービスの内容や取引条件が記載されていても、媒介と評価されるものではないと考えているが、どうか。	ご理解のとおりです。ご質問の点が明確となるよう事務ガイドライン（暗号資産交換業者）の該当箇所を修正しました。
4	（暗号資産交換業者に係るサービスの内容や取引条件が記載された）暗号資産交換業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツを転載することに	事務ガイドライン（暗号資産交換業者）Ⅰ－１－２－２②（注２）a ないし c に掲げる各行為の全

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	加えて、当該業者が管理するウェブサイトやアプリ画面上において、1暗号資産交換業者のサイトへのリンクの設定、2当該業者と暗号資産交換業者の関係又は当該暗号資産交換業者の業務内容について説明といった行為の全部又は一部を組み合わせた場合であっても、暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に至る交渉や手続に当該業者が関与しないのであれば、直ちに媒介と評価されるものではないと考えているが、どうか。	部又は一部を組み合わせるものであったとしても「紹介」に含まれる場合があると考えます。 ご質問につきましては、1がcに、2がbにそれぞれ該当するものと考えられるところ、ある行為が暗号資産の売買等の媒介に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要がありますが、その行為が暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に至る交渉や手続に当該業者が関与しないのであれば、「紹介」に該当し直ちに媒介と評価されるものではないと考えます。
5	「当該業者のウェブサイト上等において、(中略)暗号資産交換業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツの転載のみを行い」とあるが、暗号資産交換業者から提供を受けたコンテンツをそのまま転載する場合において、コンテンツが掲載されるウェブサイト上の表示内容から、当該コンテンツの提供主体が暗号資産交換業者であることが判別できるような外形があれば足り、その表記の仕方は、一般人をして合理的に理解できるものであればよい。	ウェブサイトの外形やコンテンツの内容を踏まえ、利用者から見て誰をコンテンツの提供主体と認識することとなるのかという事情も、媒介該当性を判断する上での考慮要素となるものと考えられます。そして、例えば、ウェブサイト上の外形の表示からコンテンツの提供主体が暗号資産交換業者であることを明確に判別できる等、利用者にとってコンテンツの提供主体が暗号資産交換業者であることを合理的に認識可能な方法で提供する場合、「コンテンツの転載のみを行い」に該当し媒介に該当するものではないと考えます。
6	「暗号資産交換業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にウェブサイト上に転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をしたりする場合には、媒介に当たることがあり得る」との点は、暗号資産交換業者から提供を受けた情報を恣意的に推奨しようとする点に媒介性が生じうるものとの理解である。したがって、例えば、一定のアルゴリズムを用いるとしても、それ自体が媒介該当性を高めるものではなく、自社のウェブサイト上の商品一覧中のランダムな順位、場所に表示されるなど表示者の恣意性を排除する仕組みとすることで媒介該当性の懸念を低減できるものとするが、どうか。	どのような行為が「媒介」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるため、アルゴリズムを用いる場合にはその内容を踏まえて判断する必要があるものと考えます。 ただし、例えば、商品を提供する暗号資産交換業者の名称の五十音順やアルファベット順で表示するなど機械的・画一的に表示するものと認められる場合には、当該事業者が恣意的に特定の暗号資産交換業者や特定の商品を推奨しようとするものではないため、暗号資産の売買等の媒介に該当しないものと考えます。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
7	ウェブサイトの商品案内等のコンテンツの転載を行う際には、スペース確保のために自社サイト内に広告スペースを構築するなど暗号資産交換業者のために一定のシステム上の対応や開発を行うケースがあるが、そのようなシステム対応や開発を行うことは、実店舗にチラシを置くための物理的スペースを貸与するケースと同様であって、直ちに媒介該当性を高めるものではないと考えてよい。	事業者が自己のウェブサイト上等において、暗号資産交換業者の商品案内等のコンテンツの転載を行うために、自己のウェブサイト内において必要なシステム上の対応や開発を行うことは、暗号資産の売買等の媒介に該当するものではないと考えます。 また、システム上の対応や開発を行った後に、事業者のウェブサイト上等において、暗号資産交換業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツの転載のみを行うことも、暗号資産の売買等の媒介には該当しないものと考えます。
8	当該業者のウェブサイト等において、特定の暗号資産交換業者が自らを紹介する宣伝媒体（バナー広告等）を設置する行為は、I－1－2－2②（注2）cの紹介行為に該当し、そのみでは直ちに媒介と評価されるものではないとの理解でよい。	ご理解のとおりです。
9	事業会社がウェブサイト等において、複数の暗号資産交換業者でなく特定の1社の広告を行うことは、その内容自体が勧誘に至らない場合、媒介にはあたらないという理解でよい。	広告の内容が明らかではなく一概に回答することは困難ですが、「媒介」に該当するか否かについては、当該ウェブサイトの画面構成、具体的な表示内容等を踏まえた上で、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。そして、例えば、事業者のウェブサイト等において暗号資産交換業者のウェブサイトへの単なるリンクの設定や暗号資産交換業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツの転載のみを行うものであると認められる場合においては、たとえ当該リンクの設定や当該コンテンツの転載が特定の1社の暗号資産交換業者の広告を行うものであるとしても、基本的には暗号資産の売買等の媒介には該当しないものと考えます。
10	フィンテックサービス事業者のアプリにいくつかの暗号資産の価格をリアルタイムで表示し、同アプリ上にユーザーが暗号資産交換業者に開設しているアカウントにおける暗号資産の残高、価格（変動）、現在価値（変動）を表示する（各種データは交換業者からAPIでとってくる）ことは暗号資産の売買等の媒介に該当しないという理解でよい。また、当該表示に加えて、フィンテックサービス事業	当該アプリにおいて、単に暗号資産交換業者から各種データ（暗号資産の残高、価格（変動）、現在価値（変動））を取得・表示する機能を提供するのみであれば、暗号資産の売買等の媒介には該当しないと考えます。 ただし、当該アプリにおいて暗号資産交換業者のサイトへのリンクを設定する行為が暗号資産の売買等の媒介に該当するかは、リンクの設定の

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	者のアプリ画面上に、アカウント開設先である暗号資産交換業者のサイトへのリンクを設定する場合においても、媒介に該当しないという理解でよいのか。	態様や、委託元の暗号資産交換業者のサイトの内容等を踏まえて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであるところ、その詳細が明らかではなく、一概に回答することが困難です。
11	以下の1. 及び2. の行為は、「電子決済手段の売買の媒介」等に該当する可能性がありますでしょうか。それとも、電子決済手段の発行及び償還という為替取引を媒介しているにすぎず、「電子決済手段の売買の媒介」等に当たらないことになりそうですでしょうか。 1. 顧客が電子決済手段の発行者から当該電子決済手段を取得する(当該電子決済手段の発行を受ける)にあたり、当該顧客の委託を受けてその取得を仲介する行為 2. 電子決済手段を保有する顧客が、当該電子決済手段の発行会社との間で、当該電子決済手段を法定通貨に換金する(当該電子決済手段の償還を受ける)にあたり、当該顧客の委託を受けてその換金を仲介する行為	電子決済手段の発行者が行う電子決済手段の発行及び償還は、「電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換」(法第2条第10項第1号)に該当しないと解されることから、これを仲介する行為についても基本的には電子決済手段の売買等の媒介(法第2条第10項第2号)に該当しないと考えられます。 なお、いずれの行為も具体的な内容が明らかではありませんが、例えば、仲介者が顧客に代わって発行者との間で電子決済手段の授受を行うような事情が認められる場合には、「他人のために電子決済手段の管理をすること」(法第2条第10項第3号)に該当する可能性があるものと考えます。
12	ASP を通したアフィリエイト広告において、アフィリエイトからのサービス紹介(サービスの申込方法・口座開設方法・サービスの特徴・概要説明)は媒介行為にあたるのか？	どのような行為が媒介に該当するかは、アフィリエイト広告の内容、サービス紹介の態様等を踏まえた上で、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。アフィリエイトの各行為については広告の内容、サービス紹介の態様等が明らかではなく一概に回答することは困難ですが、例えば、各行為がウェブサイト等において暗号資産交換業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツの転載のみを行うものであると認められる場合には、基本的には暗号資産の売買等の媒介には該当しないものと考えます。ただし、当該コンテンツの転載とあわせて、アフィリエイト独自の見解として当該商品等を推奨・説明する場合には、暗号資産の売買等の媒介に当たることがあり得るものと考えます。
13	「暗号資産の売買等を内容とする契約に係る以下の各行為を第三者のために行う場合は、原則として、特定の者に対して第三者との暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っている」と評価できることから、暗号資産の売買等の媒介に該当する。」とありますが、ASP を通したアフィリエイト広告において、アフィリエイトが暗号資産交換業者が開催している以下のキャンペーンを紹介する場合、媒介に該当するのでしょうか？ ・口座開設後に現金プレゼントキャンペーン ・暗号資産の購入・取引で現金プレゼントキャンペーン ・取引所での取引手数料「無料」キャンペーン	